

両立支援ハンドブック

～働くパパママ子育て応援プラン～



平成29年10月（第2版）

沖縄県教育委員会
教育庁総務課

目次

※対象 ♡女性のみ ♣男性のみ ♡♣男女とも

1

妊娠したら

	頁
(1) 妊産婦保健指導・健康診査休暇 ♡	1
(2) 妊娠障害休暇 ♡	1
(3) 妊婦通勤緩和休暇 ♡	2
(4) 妊娠中の休息又は補食のための職務専念義務免除 ♡	3

2

出産のときには

(1) 産前・産後休暇 ♡	4
(2) 出産補助休暇 ♣	5
(3) 育児参加休暇 ♣	5
(参考) 子どもの出生時における男性職員の休暇取得プラン	6

3

子育てのために

(1) 育児休業 ♡♣	7
(2) 育児休暇 ♡♣	10
(3) 育児のための部分休業 ♡♣	11
(4) 育児短時間勤務制度 ♡♣	12
(5) 早出遅出勤務制度 ♡♣	14
(6) 子の看護休暇 ♡♣	14
(7) 介護のための短期の休暇 ♡♣	15
(8) 介護休暇 ♡♣	16
(9) 介護時間 ♡♣	16
(10) 休憩時間の変更 ♡♣	17
(11) 子育てを行う職員の深夜勤務・時間外勤務の制限(免除) ♡♣	18

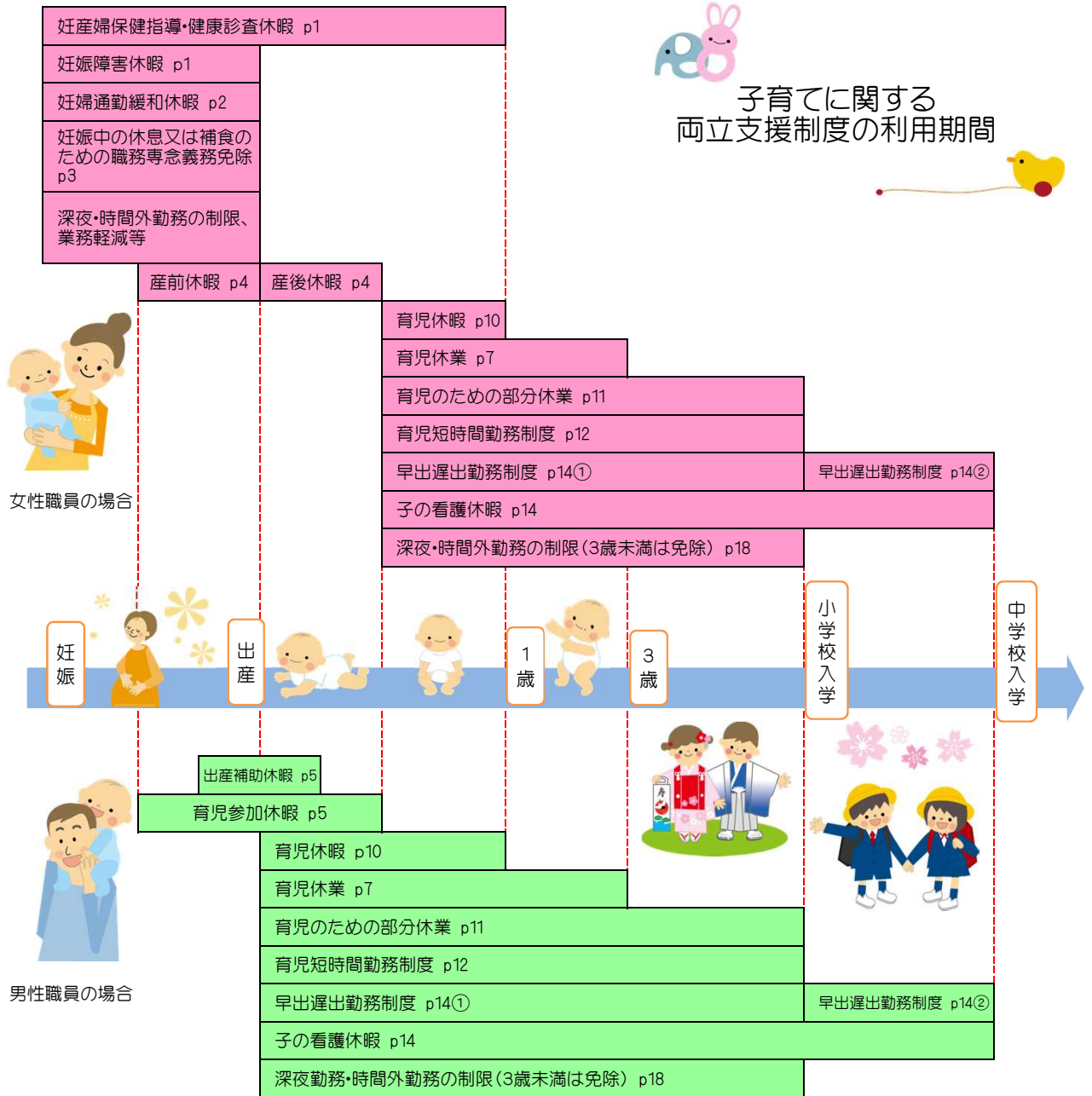
4

子育てを応援する給付制度等

(1) 出産費・家族出産費及び同附加金(公立学校共済組合) ♡♣	20
(2) 出産祝金、配偶者出産祝金(沖縄県教職員互助会) ♡♣	21
(3) 育児休業手当金(公立学校共済組合) ♡♣	21
(4) 育児休業給付金(沖縄県教職員互助会) ♡♣	22
(5) 介護休業手当金(公立学校共済組合) ♡♣	22
(6) 介護休暇給付金(沖縄県教職員互助会) ♡♣	22
(7) 扶養手当 ♡♣	23
(8) 児童手当 ♡♣	23
(9) 標準報酬月額の子育て休業等終了時改定 ♡♣	24
(10) 標準報酬月額の産前産後休業終了時改定 ♡	24
(11) 3歳未満の子を養育する場合の標準報酬月額の計算の特例 ♡♣	24
(参考) 小児救急電話相談#8000(夜間)	25
(参考) 各様式の掲載場所	26



子育てに関する 両立支援制度の利用期間





1 妊娠したら

母性の健康維持や出産のための休暇制度があります。

(1) 妊産婦保健指導・健康診査休暇 ♡

概要	妊娠中及び出産後1年以内の女性職員が、保健指導や健康診査を受ける場合に取得できます。 ○妊娠満23週まで 4週間に1回 ○妊娠満週24～満35週まで 2週間に1回 ○妊娠満36週～出産まで 1週間に1回 ○産後1年まで 1回 ○医師等の特別の指示があった場合 指示された回数
期間等	1日の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間
手続き	〈勤務管理システムが導入されている場合〉 申請は勤務管理システム「特別休暇」により行ってください。 休暇種別欄は「妊娠中及び出産後の女性職員が健康検査等を受ける場合」を選択し、必要事項を入力してください。 〈休暇簿等を使用している場合（県立学校等）〉 申請は休暇処理簿（第11号様式）により行って下さい。 休暇の種類及び休暇種別については、上記と同様です。
根拠条例等	勤務時間条例 第16条第14号 教育長通知（平成11年2月15日教総第1229号）

(2) 妊娠障害休暇 ♡

概要	妊娠中の女性職員が、つわり等妊娠に伴う障害のために勤務することが著しく困難な場合に取得できます。
期間等	1回の妊娠につき7日以内、1日単位で継続又は分割して取得 ※3日以上継続して休む場合は、医師の診断書が必要
手続き	〈勤務管理システムが導入されている場合〉 申請は勤務管理システム「特別休暇」により行ってください。 休暇種別欄は「妊娠障害休暇」を選択し必要事項を入力してください。 〈休暇簿等を使用している場合（県立学校等）〉 申請は休暇処理簿（第11号様式）により行ってください。 休暇の種類及び休暇種別については、上記と同様です。
根拠条例等	勤務時間条例 第16条第14号 教育長通知（昭和50年7月28日冲教教第1033号）

(3) 妊婦通勤緩和休暇 ♡

概要	妊娠中の女性職員で、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体の健康維持に重大な影響を及ぼす場合に取得できます。
期間等	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で必要と認められる時間（まとめて取得も可） ※現に出勤することを前提とするものであり、1日のすべてを勤務しない等の場合、又は連続して年休等とあわせて取得することはできません。
手続き	<p>〈勤務管理システムが導入されている場合〉 申請は勤務管理システム「特別休暇」により行ってください。 休暇種別欄は「妊娠中の職員の通勤緩和」を選択し、必要事項を入力してください。同時に、妊娠通勤緩和理由書（別記様式第1）に母子健康手帳又は医師等の証明を添えて所属長に申請して下さい。</p> <p>〈休暇簿等を使用している場合（県立学校等）〉 申請は休暇処理簿（第11号様式）により行って下さい。 休暇の種類及び休暇種別等については、上記と同様です。</p>
根拠条例等	勤務時間条例 第16条第9号、勤務時間条例の運用 第16条関係7

【Q & A】

Q. 妊婦通勤緩和休暇の前後に引き続いて年休を取得できますか？

A. 妊婦通勤緩和休暇は、現に出勤することを前提としていますので、通勤緩和休暇に引き続いて年休を取得することはできません。

8:30 9:30 10:30

17:15

①	通勤緩和	年休
---	-----------------	----

②	通勤緩和	年休	勤務
---	-----------------	----	----

①、②は通勤緩和休暇の取得は認められません。

①は1日の年休取得、②は2時間の年休取得となります。

③	年休	勤務	通勤緩和
---	----	----	------

③は年休、通勤緩和休暇それぞれが認められます。

(4) 妊娠中の休息又は補食のための職務専念義務免除 ♡

概要	妊娠中の女性職員が、保健指導又は健康診査において、母体又は胎児の健康保持のため、医師等から勤務時間中に休息又は補食を行うよう指導を受けた場合に請求できます。
手続き	〈勤務管理システムが導入されている場合〉 申請は勤務管理システム「職専免」により行ってください。 〈休暇簿等を使用している場合（県立学校等）〉 申請は休息・補食職務専念義務免除承認簿（別記様式）により行って下さい。
根拠条例等	職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第15号 教育長通知（平成11年4月14日教総第78号）





2 出産のときには

出産前後には、女性が母体の健康維持と出産後の母体の回復に専念するための休養期間として、次のような休暇制度があります。

(1) 産前・産後休暇 ♡	
概要	女性職員が出産する時に取得できます。
期間等	○産前休暇：産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内 ※「出産日」は産前休暇に含みます。 ※産前休暇は「出産予定日」を起算日とするので、「出産日」が延びると、その分産前休暇は延長されます。 ○産後休暇：出産後8週間以内（6週間は必ず取得） ※産後とは、妊娠4月（85日）以上の死産、流産または母体保護法に基づく人工妊娠中絶を含みます。
手続き	〈勤務管理システムが導入されている場合〉 申請は勤務管理システムの「産前・産後休暇」により行ってください。 添付書類：出産（予定）日がわかる書類（母子健康手帳の写し等） 死産・流産の場合は医師の証明書 〈休暇簿等を使用している場合（県立学校等）〉 申請は休暇処理簿（第11号様式）により行って下さい。 休暇の種類等については、上記と同様です。
共済掛金の免除等	〈公立学校共済組合掛金の免除申請〉 「産前産後休業掛金免除（変更）申出書」を所属長経由で共済組合へ提出して下さい。 ○添付書類 ①産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類 （休暇願の写し、休暇簿の写し等） ②出産予定日及び出産日が確認できる書類 （妊娠証明書の写し、出産証明書の写し等） ③（多胎妊娠の場合）出産人数が確認できる書類（診断書の写し等） ○免除期間：産前産後休業を開始した日の属する月から産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間 《産前産後休業》 出産日（出産日が出産予定日後の場合は出産予定日）前42日（6週間）から後56日（8週間）までの間で、産前・産後休暇の取得期間をいいます。（多胎妊娠の場合は、「42日」を「98日」に読み替えてください。）
根拠条例等	勤務時間条例第14条、勤務時間条例の運用第14条関係

出産前後の時期は、夫婦協力して子育てを始めるとともに、出産前後の妻をサポートするため、次のような男性職員のための休暇制度があります。

(2) 出産補助休暇 ❀	
概要	<p>男性職員が配偶者の出産のため、看護（付き添いを含む）や家事等に従事する場合に取得できます。</p> <p>《取得例》出産に伴う入退院の付添い、出産時の付添い、出産に係る入院中の世話、出生の届出など</p>
期間等	<p>期 間：配偶者の出産日の10日前から出産後10日以内</p> <p>取得日数：3日以内</p> <p>取得単位：1日単位（1時間取得した場合でも1日と計算）</p>
手続き	<p>〈勤務管理システムが導入されている場合〉</p> <p>申請は勤務管理システムの「特別休暇」により行ってください。</p> <p>休暇種別欄は「配偶者出産補助」を選択し必要事項を入力して下さい。</p> <p>〈休暇簿等を使用している場合（県立学校等）〉</p> <p>申請は休暇処理簿（第11号様式）により行って下さい。</p> <p>休暇の種類及び休暇種別については、上記と同様です。</p>
根拠条例等	<p>勤務時間条例第16条第14号</p> <p>教育長通知（昭和55年3月21日 教総第1723号）</p>

(3) 育児参加休暇 ❀	
概要	<p>男性職員が配偶者の出産に際し、当該出産にかかる子または小学校就学前の子を養育する場合に取得できます。</p> <p>《取得例》生まれた子の世話、上の子の世話や保育園の送迎など</p>
期間等	<p>期 間：配偶者の出産予定日の8週間前から（多胎妊娠の場合は、14週間前から）出産後8週間以内</p> <p>取得日数：5日以内</p> <p>取得単位：1日又は1時間</p>
手続き	<p>〈勤務管理システムが導入されている場合〉</p> <p>申請は勤務管理システムの「特別休暇」により行ってください。</p> <p>休暇種別欄は「育児参加休暇」を選択し、必要事項を入力してください。</p> <p>〈休暇簿等を使用している場合（県立学校等）〉</p> <p>申請は休暇処理簿（第11号様式）により行って下さい。</p> <p>休暇の種類及び休暇種別については、上記と同様です。</p>
根拠条例等	<p>勤務時間条例第16条第10号、勤務時間条例の運用第16条関係8</p>

(参考) 子どもの出生時における男性職員の休暇取得プラン

【第1子の場合】

- 入院の日、妻に付き添うため「出産補助休暇」を1日取得
- 出産の日、妻の出産に立ち会うため「出産補助休暇」を1日取得
- 退院の日、妻と子どもに付き添うため「出産補助休暇」を1日取得
- 退院の翌日、子どもの世話をするため「育児参加休暇」を1日取得
- 退院1週間後、初めての育児で疲れ気味の妻をサポートし、子どもの世話を
するため「育児参加休暇」を2日取得
- 生後1か月、子どもの世話をするため「育児参加休暇」を1日取得
- 生後6週間、子どもの世話をするため「育児参加休暇」を1日取得

【第2子以降の場合】

- 出産予定日の6週間前、妻の健診付き添いと小学校就学前の第1子等の世話を
するため「育児参加休暇」を1日取得
- 入院の日、妻に付き添うため「出産補助休暇」を1日取得
- 出産の日、妻の出産立ち会いと第1子等の世話をするため「出産補助休暇」
を1日取得
- 退院の日、妻と子どもに付き添うため「出産補助休暇」を1日取得
- 退院の翌日、子どもの世話をするため「育児参加休暇」を1日取得
- 妻の退院1週間後、育児で疲れ気味の妻をサポートし、子どもの世話を
するため「育児参加休暇」を1日取得
- 生後1か月、子どもの世話をするため「育児参加休暇」を1日取得
- 生後7週間、第1子等が発熱、病院へ連れて行き世話をするため「育児参加
休暇」を1日取得





子育てのために

仕事と子育てを両立させながら、安心して子育てができるよう、次のような休暇制度等があります。

(1) 育児休業 ♡ ❀	
概要 期間等	<p>3歳に満たない子どもを養育する職員が、子が3歳に達する日までの間、必要な期間を取得できます。</p> <p>※「子」とは、実子のほか養子を含みますが、配偶者の連れ子、孫は含みません。</p> <p>※「子」には以下の者が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none">・特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親（実親等の意に反するため、養子縁組里親になれない者に限る）に委託されている子 <p>※「3歳に達する日」とは、「満3歳の誕生日の前日」をいいます。</p>
手続き	<p>〈育児休業の申請〉</p> <p>育児休業承認請求書（第22号様式）を開始の1か月前までに、所属長を経由し、人事担当課へ提出して下さい。</p> <p>添付書類：戸籍謄本等、当該請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類</p> <p>○育児休業期間の延長</p> <p>次の場合を除き、1回に限り延長する事できます。</p> <ol style="list-style-type: none">①配偶者が負傷又は疾病により入院したこと②配偶者と別居したこと③その他の延長請求時に予測できなかった事実が生じたことにより、再延長をしなければその養育に著しい支障が生じること <p>○育児休業の再請求</p> <p>次の場合を除き、同じ子について再度の請求をする事はできません。</p> <ol style="list-style-type: none">①父親が母親の産後休暇期間（57日間）以内に育児休業をしたこと②最初の育児休業を申請する際に、「育児休業計画表」（第22号様式の2）を併せて提出し、復帰後3か月以上経過したこと③配偶者が負傷又は疾病により入院したこと④配偶者と別居したこと⑤その他特別の事情がある場合
共済掛金の免除等	<p>〈公立学校共済組合掛金の免除申請〉</p> <p>「育児休業等掛金免除（変更）申出書」を所属長経由で共済組合へ提出してください。</p> <p>○添付書類：育児休業に係る任命権者の承認書（辞令）の写し（短縮または延長となった場合は、その辞令の写し）</p> <p>○免除期間</p> <p>育児休業等を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間</p>

<p>給与等</p>	<p>◆給料及び諸手当 育児休業期間中は支給されません。(月途中の場合は日割り支給) 職務に復帰した場合には、育児休業期間を勤務したものとみなして、復帰日または1年以内の昇給の時期に、号給(給料月額)の調整が行われます。</p> <p>◆期末手当 基準日(6月1日、12月1日)に育児休業中であっても、基準日以前6か月以内に勤務した期間等(年次休暇、特別休暇、病気休暇、公務傷病休暇など)があれば支給されます。なお、育児休業期間の2分の1は在職期間から除算されますが、短期間(1か月以下)の育児休業を取得した場合には除算されません。</p> <p>◆勤勉手当 基準日(6月1日、12月1日)に育児休業中であっても、基準日以前6か月以内に実際に勤務した日があれば支給されます。なお、育児休業期間は勤務期間から除算されますが、短期間(1か月以下)の育児休業を取得した場合には除算されません。</p> <p>◆退職手当 育児休業により職務に従事しなかった月数の3分の1(子が1歳に達した日の属する月の翌月以降は2分の1)に相当する月数は在職期間から除算されます。</p> <p>◆公立学校共済組合掛金 育児休業期間中は免除されます。</p> <p>◆育児休業手当金 公立学校共済組合から育児休業手当金が支給されます。(P21参照)</p> <p>◆育児休業給付金 沖縄県教職員互助会から育児休業給付金が支給されます。(P22参照)</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律 職員の育児休業等に関する条例第2条から第9条、条例の運用第2 沖縄県教育委員会職員服務規程第16条の2から第16条の4</p>

【Q & A】

Q. 育児休業を取得した後、その休業期間を延長することはできますか？

A. 最初に承認された期間を延長することは、原則として1回認められます。なお、配偶者が負傷等のため入院したり、配偶者と別居した場合など、育児休業の終了時に予測できなかった事実が生じたため、再度育児休業期間を延長しなければ、子の養育に著しい支障を来す場合は、再度の延長をすることができます。

Q. 育児休業中に第2子が生まれそうです。第1子のために取得している育児休業はどうなりますか？

A. 産前産後の期間は、女性が母体の健康維持と出産後の母体の回復に専念するための

休養期間で、育児休業に優先するものとされています。したがって、第1子の育児休業期間中に、第2子の出産のため産前休暇を取得すれば、自動的に育児休業の承認の効力は失効することになります。

なお、産後休暇終了後、引き続き育児休業をする場合は、第2子について育児休業をすることになります。

Q. 夫婦で育児休業を交互に取得することはできますか？

A. できます。育児休業は、同一の子について夫婦それぞれ1回ずつ取得することができます。

また、夫婦で交互に子を養育する場合は、次の要件を満たすことによって再度の育児休業（1回）を取得することができます。

- ①当初の育児休業の請求を行う際、両親が育児休業等により子を養育するための育児休業計画を申し出ること。
- ②当初の育児休業終了後、引き続き配偶者が育児休業等により3か月以上常態として子を養育すること。

「育児休業等計画書」

子：出生	8週	1歳	1歳6月	3歳
父親：	勤務	育休	勤務	
母親：	産後休暇	育児休業	勤務	育児休業

Q. 育児休業を取得することが、その後の昇進に差し支えるかもしれないと不安ですが、どうでしょうか？

A. 「地方公務員の育児休業等に関する法律」では、「職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。」（第9条）と規定されており、育児休業を取得したことを理由として、昇任を遅らせたり、降任されたりなど不利に扱われることや、差別的な扱いを受けることはありません。

◆男性職員が育児休業を取得する場合の留意事項◆

○住居手当

賃貸住宅の住居手当は、男性が契約者となり、支給を受けている場合が多くなっています。

住居手当は育児休業中には支給されないため、男性職員が育児休業を取得すると、住居手当は支給されません。

夫婦とも本県職員の場合、妻である女性職員が住居手当の支給を受けるためには、賃貸住宅の契約名義を変更する必要があります。

○扶養手当

扶養手当は、子どもを父親の扶養としていることが多いため、男性職員が支給されている場合が多くなっています。

扶養手当も育児休業中は支給されないため、男性職員が育児休業を取得すると、当該男性職員に扶養手当は支給されません。

夫婦とも本県職員の場合、妻である女性職員が扶養手当の支給を受けるためには、改めて当該子を女性職員の扶養とする必要があります。

(2) 育児休暇 ♡ ❀

概 要	職員が生後1歳に達しない生児を育てる場合に取得できます。
期間等	<p>○女性職員：1日2回まで、各30分以上60分以内（合計90分以内） ※まとめて90分以内の取得も可</p> <p>○男性職員：1日について90分から配偶者に与えられる育児休暇（もしくは労働基準法に規定する育児時間等）の時間を減じた時間の範囲内（配偶者が育児休業取得中等の場合は、取得できません。）</p> <p>※1日のすべてを勤務しない場合は、年休等と合わせて取得することはできません。</p>
手続き	<p>〈勤務管理システムが導入されている場合〉 申請は勤務管理システムの「特別休暇」により行ってください。 休暇種別欄は「育児休暇」を選択し、必要事項を入力してください。 ※所属においては、男性職員に育児休暇を付与する場合は、配偶者の育児休暇の利用状況等を適当な方法により確認して下さい。 ※配偶者と共に育児休暇を取得する場合は、合計の育児休暇時間が90分を超えないように注意しましょう。</p> <p>〈休暇簿等を使用している場合（県立学校等）〉 申請は休暇処理簿（第11号様式）により行って下さい。 休暇の種類及び休暇種別等については、上記と同様です。</p>
根拠条例等	勤務時間条例第16条8号、勤務時間条例の運用第16条関係6

【Q & A】

Q. 育児休暇の前後に引き続いて年休を取得できますか？

A. 育児休暇は、1日のすべてを勤務しない場合は、年休等と合わせて取得することはできません。

	8:30	10:00		17:15
①	育児休暇	年 休		

①は育児休暇の取得は認められません。

	8:30		14:00	15:45	17:15
②	勤 務		年 休	育 児 休 暇	
③	年 休		勤 務		育 児 休 暇

②、③は年休、育児休暇それぞれが認められます。

(3) 育児のための部分休業 ♡♣

概要	<p>小学校就学前の子を養育する職員が、1日の勤務時間の一部を勤務しない事ができます。</p>
期間等	<p>○取得時間 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて2時間以内（育児休暇を取得する場合はその時間を差し引いた時間内）で、30分単位として請求できます。</p>
手続き	<p>〈勤務管理システムが導入されている場合〉 申請は勤務管理システムの「育児部分休業申請」により行ってください。 添付書類：戸籍謄本等、当該請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類 ※部分休業の一部を取り消す時には、勤務管理システムの「部分休業等実績入力」により行ってください。</p> <p>〈休暇簿等を使用している場合（県立学校等）〉 申請は育児部分休業承認請求書（第24号様式の3）により行って下さい。</p>
給与等	<ul style="list-style-type: none"> ◆給料 勤務しない1時間につき1時間あたりの給与額が減額されます。 ◆諸手当 月額で支給される手当のうち、地域手当を除いたものについては、フルタイム勤務時と同額支給されます。 ◆期末手当 勤務しなかった時間も在職期間から除算されません。 ◆勤勉手当 勤務時間の一部について勤務しなかった日が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間（7時間45分を1日として計算）を勤務期間から除算します。 ◆退職手当 勤務しなかった時間も在職期間から除算されません。
根拠法令等	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律 職員の育児休業等に関する条例第26条から29条、条例運用第3 沖縄県教育委員会職員服務規程第16条の8</p>



(4) 育児短時間勤務制度 ♡ ❀

概要	<p>小学校就学前の子を養育する職員が、職務を完全に離れる事なく育児を行う事ができるよう、育児のための短時間勤務を申請する事ができます。 ※「子」の範囲は育児休業でいう「子」と同じです。</p>
期間等	<p>養育する子が小学校就学始期に達するまで（1か月以上1年以下）</p>
勤務形態	<p>次のいずれかの勤務の形態により、職員が希望する日及び時間帯において勤務する事ができます。</p> <p>【交代制勤務職員以外の職員】</p> <p>①週5日・1日3時間55分（計19時間35分） ②週5日・1日4時間55分（計24時間35分） ③週3日・1日7時間45分（計23時間15分） ④週2日・1日7時間45分、週1日・3時間55分（計19時間25分）</p> <p>【交代制勤務職員】</p> <p>①週19時間25分 ②週19時間35分 ③週23時間15分 ④週24時間35分</p> <p>○休暇制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇…再任用短時間勤務と同様に、勤務形態に応じた付与日数となります。 ・特別休暇…原則として、フルタイム勤務職員と同じです。育児休暇は、4時間勤務の日は1日に1回45分以内となります。
手続き	<p>〈育児短時間勤務の申請〉</p> <p>育児短時間勤務承認請求書（第24号様式の2）を育児短時間勤務開始日の1か月前までに所属長を経由し人事担当課に提出して下さい。</p> <p>添付書類：戸籍謄本等、当該請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類</p> <p>○期間の延長 延長することができます。</p> <p>○再度の請求 育児短時間勤務の終了の日の翌日から1年を経過したときは、再度の請求ができます。ただし、次の特別の事情がある場合には、1年以内の再度の請求が可能です。</p> <p>①最初の育児短時間勤務を申請する際に、あらかじめ「育児休業等計画書」（第22号様式の2）を併せて提出し、育児短時間勤務の終了後、3か月以上の期間が経過したこと ②配偶者が負傷又は疾病により入院したこと ③配偶者と別居したこと ④その他特別の事情がある場合（条例第11条）</p>
給与等	<p>◆給料 育児短時間勤務の形態に応じて、下記の額が支給されます。</p>

	<p style="text-align: center;"> 号級に応じた給料月額 × $\frac{1 \text{ 週間当たりの勤務時間}}{38 \text{ 時間} 45 \text{ 分}}$ </p> <p>◆期末手当 給料月額をフルタイム勤務時の額に戻し、育児短時間勤務による勤務時間の短縮分の2分の1は在職期間から除算されます。</p> <p>◆勤勉手当 給料月額をフルタイム勤務時の額に戻し、育児短時間勤務による勤務時間の短縮分は在職期間から除算されます。</p> <p>◆通勤手当 原則、減額されません。ただし、平均1か月の通勤所要回数が10回未満の場合は半分の額が減額されます。</p> <p>◆その他の手当 扶養手当、時間外手当（1日7時間45分までは100/100）、住居手当、単身赴任手当については、フルタイム勤務時と同額支給されます。 ※上記以外の手当は1週間当たりの勤務時間に応じて支給されます。</p> <p>◆退職手当 育児短時間勤務をした日数の3分の1に相当する月数は在職期間から除算されます。</p>
根拠法令等	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律 職員の育児休業に関する条例第10条から第15条及び第19条 沖縄県教育委員会職員服務規程第16条の5から第16条の7</p>



(5) 早出遅出勤務制度 ♡♣

概要	<p>次の場合は、あらかじめ請求する事により、早出または遅出勤務を行う事ができます。</p> <p>○対象職員</p> <ul style="list-style-type: none">①小学校就学前の子を養育している職員②以下の施設を利用する小学生の子を送迎する職員<ul style="list-style-type: none">・放課後児童クラブを行う施設・ファミリーサポートセンターにおける相互援助活動を行う場所・児童デイサービス事業、日中一時支援事業を行う施設・放課後子ども教室を行う場所③要介護者の介護を行う職員 <p>※「子」の範囲は育児休業でいう「子」と同じです。</p>
勤務形態	<p>次のいずれかにより、早出または遅出勤務をすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none">①午前8時から午後4時45分まで②午後9時から午後5時45分まで③午後9時30分から午後6時15分まで
手続き	<p>早出遅出勤務請求書(第24号様式の14)により、所属長へ請求してください。</p> <p>※養育や介護の状況に変更が生じた場合は、育児又は介護の状況変更届(第24号様式の6)を所属長に提出して下さい。</p>
根拠条例等	<p>勤務時間条例第6条の3、勤務時間規則第5条の2 沖縄県教育委員会職員服務規程第16条の17 教育長通知(平成17年12月28日教総第1128号)</p>

(6) 子の看護休暇 ♡♣

概要	<p>中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合に取得できます。</p> <p>《取得例》 負傷・疾病の治療(風邪、発熱等を含む)、療養中の看病及び通院等の世話、予防接種(インフルエンザ等任意摂取を含む)や健康診断を受けさせる場合など</p> <p>※「子」の範囲は育児休業でいう「子」と同じです。 ※後遺障害の機能回復訓練(リハビリ)の介助は含みません。 ※配偶者等が子どもの看護ができる場合でも、実際に看護を必要とする場合は対象となります。 ※子の負傷、疾病の確認については、医師の診断書の提出は義務づけていません。(特に必要と認める場合は提出)</p>
----	--

期間等	<p>○取得日数 該当する子が1人の場合：1年に5日以内 該当する子が2人以上の場合：1年に10日以内</p> <p>○取得単位：1日又は1時間単位 ※残日数に1時間未満の端数がある場合は、当該残日数のすべてを使用することができます。</p>
手続き	<p>〈勤務管理システムが導入されている場合〉 申請は勤務管理システムの「特別休暇」により行ってください。 休暇種別欄は「子の看護休暇」を選択し、必要事項を入力してください。</p> <p>〈休暇簿等を使用している場合（県立学校等）〉 申請は休暇処理簿（第11号様式）により行って下さい。 休暇の種類及び休暇種別については、上記と同様です。</p>
根拠法令等	勤務時間条例第16条第11号、勤務時間条例の運用第16条関係9

(7) 介護のための短期の休暇 ♡❖

概要	配偶者や父母、子などの家族が、病気やけが等により、2週間以上にわたって日常生活に支障がある者（要介護状態にある対象家族）の介護をする場合に取得できます。
期間等	<p>○取得期間 対象家族が1人の場合：1年に5日以内 対象家族が2人以上の場合：1年に10日以内</p> <p>○取得単位：1日または1時間単位 ※残日数に1時間未満の端数がある場合は、当該残日数のすべてを使用することができます。</p>
手続き	<p>〈勤務管理システムが導入されている場合〉 申請は勤務管理システムの「特別休暇」により行ってください。 休暇種別欄は「短期介護休暇」を選択し必要事項を入力してください。 添付書類：要介護者の状態等申出書（別記様式第2）</p> <p>〈休暇簿等を使用している場合（県立学校等）〉 申請は休暇処理簿（第11号様式）により行って下さい。 休暇の種類及び休暇種別等については、上記と同様です。</p>
根拠条例等	勤務時間条例第16条第13号、勤務時間条例の運用第16条関係10 勤務時間規則第8条の2第3項から第5項、勤務時間規則の運用 規則第8条の2関係

(8) 介護休暇 ♡ ❀

概要	配偶者や父母、子などの家族が、病気やけが等により、2週間以上にわたって日常生活に支障がある者（要介護状態にある対象家族）の介護をする場合に取得できます。
期間等	○取得期間：介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、6か月を超えない範囲内 ※初めて介護休暇の承認を受けるときは、2週間以上の期間について一括して請求 ○取得単位：1日または1時間単位 ※1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する4時間の範囲内の時間（始業から2時間、終業までの2時間の取得も可能です。） ※6か月の起算日は、介護を必要とする一つの継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けた日をいいます。
手続き	〈勤務管理システムが導入されている場合〉 申請は勤務管理システムの「介護休暇」により行ってください。 〈休暇簿等を使用している場合（県立学校等）〉 申請は介護休暇簿（第11号様式の2）により行って下さい。
給与等	◆給料 勤務しない1時間につき1時間あたりの給与額を減額します。 ◆介護休業手当金・介護休暇給付金 公立学校共済組合から介護休業手当金（時間単位取得除く）、沖縄県教職員互助会から介護休暇給付金が支給されます。（P22参照）
根拠条例等	勤務時間条例第17条の2、勤務時間条例の運用第17条の2関係 勤務時間規則第9条の2、沖縄県教育委員会職員服務規程第12条の2

(9) 介護時間 ♡ ❀

概要	配偶者や父母、子などの家族が、病気やけが等により、2週間以上にわたって日常生活に支障がある者（要介護状態にある対象家族）の介護をする場合に取得できます。
期間等	○取得期間：要介護状態が引き続いている3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲（介護休暇との重複取得は不可） ○取得単位：1時間 ※1日を通じ始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する2時

	間の範囲内（始業から1時間、終業までの1時間の取得も可能です。）
手続き	<p>〈勤務管理システムが導入されている場合〉 申請は勤務管理システムの「介護時間」により行ってください。</p> <p>〈休暇簿等を使用している場合（県立学校等）〉 申請は介護時間簿（第11号様式の3）により行って下さい。</p>
給与等	<p>◆給料 勤務しない1時間につき1時間あたりの給与額を減額します。</p>
根拠条例等	勤務時間条例第17条の3、勤務時間規則第9条の3 沖縄県教育委員会職員服務規程第12条の3

（10）休憩時間の変更 ♡ ❀

概要	<p>妊娠中の職員や子を養育している職員が、あらかじめ請求することにより、休憩時間を正午から午後零時45分までの45分間に変更することができます。</p> <p>①小学校就学前の子を養育する場合 ②小学校に就学する子の送迎のため、自宅以外の場所に行く場合 ③妊娠中の職員で、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な影響がある場合 ④要介護者の介護を行う場合 ※「子」の範囲は育児休業でいう「子」と同じです。</p>
手続き	<p>休憩時間変更請求書（第24号様式の12）を所属長に提出して下さい。</p> <p>※子の養育状況等に変更が生じ、休憩時間の変更の必要がなくなった場合には、「休憩時間変更請求事由状況変更届」（第24号様式の13）を提出して下さい。</p>
根拠条例等	勤務時間条例第4条第2項、勤務時間規則第4条の2 沖縄県教育委員会職員服務規程第16条の16

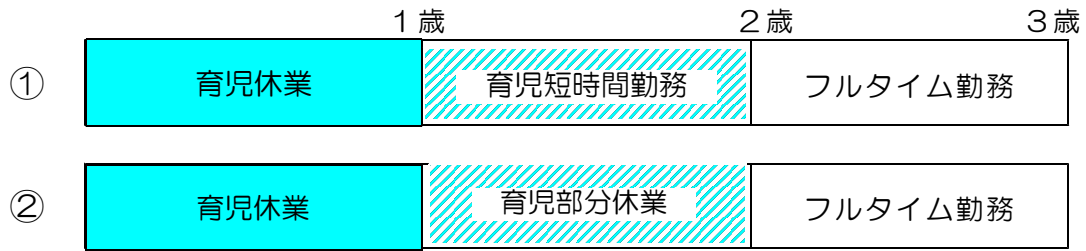


(11) 子育てを行う職員の深夜勤務・時間外勤務の制限（免除）  

<p>概要</p>	<p>小学校就学前の子を養育する職員は、公務に支障がある場合を除き、深夜勤務や時間外勤務の制限を請求することができます。 ※「子」の範囲は育児休業でいう「子」と同じです。</p> <p>【深夜勤務の制限】</p> <p>○対象職員</p> <p>①小学校就学前の子を養育する職員</p> <p>②職員の配偶者で当該子の親である者が次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none">・深夜において就業していること (ただし深夜の就業日数が1月につき3日以下の場合を除く)・負傷、疫病、又は身体上もしくは精神上的の障害により、子を養育する事が困難であること・8週間以内に出産する予定、または産後8週間を経過しないこと <p>○制限内容</p> <p>配偶者が、深夜において、常態として子を養育できない場合等には、公務に支障がある場合を除き、深夜勤務（午後10時～翌日午前5時まで）をしないことができます。</p> <p>【時間外勤務の制限】</p> <p>○対象職員</p> <p>小学校就学前の子を養育する職員</p> <p>○制限内容</p> <p>業務を処理するための措置を講ずる事が著しく困難な場合を除き、1か月につき24時間、1年につき150時間を超えて時間外勤務をしないことができます。</p> <p>【時間外勤務の免除】</p> <p>○対象職員</p> <p>3歳に満たない子を養育する職員</p> <p>○免除内容</p> <p>請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除き、時間外勤務及び休日勤務をしないことができます。</p>
<p>手続き</p>	<p>深夜勤務・時間外勤務制限（免除）請求書（第24号様式の5）を次の期日までに所属長に提出して下さい。</p> <p>○深夜勤務の制限…深夜勤務制限開始日の1か月前まで</p> <p>○時間外勤務の制限（免除）…時間外勤務制限開始日の1日前まで</p> <p>※養育の状況に変更が生じた場合は、育児または介護の状況変更届（第24号様式の6）を所属長に提出して下さい。</p>
<p>根拠条例等</p>	<p>勤務時間条例第6条の4、規則第5条の3 沖縄県教育委員会職員服務規程第16条の9及び第16条の11</p>

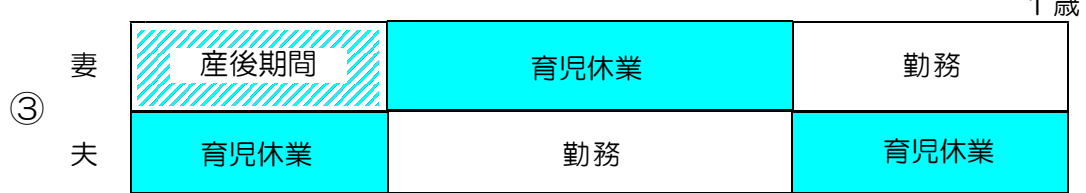
(参考) 育児休業等の取得例

1 仕事に円滑に復帰するため、徐々に勤務時間を増やしていく例



2 夫婦で協力して子育てを行う例

育児休業を分担して取得する例



1日の中で育児を分担して行う例





子育てを応援する給付制度等

妊娠・出産は病気ではないため、健診や分娩・入院にかかる費用は自己負担となります。そこで、出産する職員や被扶養者である家族が出産する職員に対して、次のような給付金制度があります。

(1) 出産費・家族出産費及び同附加金（公立学校共済組合） ♡♣	
給付内容	組合員及び被扶養者が出産した時に支給されます。 (妊娠4か月以上の早産、死産または流産及び母体保護法に基づく人工妊娠中絶も含まれます。)
給付額	<p>○出産費・家族出産費の給付額 420,000円 (産科医療補償制度の未加入医療機関での出産の場合404,000円) 《産科医療費保障制度》分娩に関連して発生した重度脳性麻痺児に対する補償を行うとともに、脳性麻痺の原因分析を行い、再発防止に繋げるための機能を持った制度。同制度に加入している病院などにはシンボルマークが掲示され、対象になる妊婦には「登録証」が交付される。</p> <p>○出産費附加金・家族出産附加金 50,000円</p> <p>※双生児以上を出産した時は、その人数分の額が支給されます。 ※1年以上組合員であった人が退職後、6か月以内に出産した時にも、出産費の支給を受ける事ができます。ただし退職後、他の医療保険者から同様の給付を受ける場合は、支給されません。</p>
手続き	<p>出産費の給付については、次の3通りの方法のいずれかになります。</p> <ol style="list-style-type: none">①出産にかかった費用を全額病院などに支払い、後から共済組合に申請をして出産費を受け取る方法（現金給付）②組合員が出産費の請求・受け取りを病院などに委任することにより、共済組合が出産費を直接病院などに支払う方法（直接支払制度）③組合員が病院などを受取代理人とすることをあらかじめ共済組合へ申請することにより、共済組合が出産費を病院などに支払う方法（受取代理制度：直接支払制度の導入が困難な小規模の助産所などのうち、厚生労働省に届出を行っている分娩施設のみ利用できる） <p>○請求方法</p> <ol style="list-style-type: none">①現金給付 出産後、「出産費（同附加金）・家族出産費（同附加金）請求書」を所属長経由で公立学校共済組合へ提出（請求書内に医師または助産師の証明が必要）②直接支払制度を利用する場合 出産までに、病院などと直接支払制度に関する「合意文書」を作成し、出産後、「出産費（同附加金）・家族出産費（同附加金）請求書」に「合意文書」（写し可）を添付して所属長経由で公立学校共済組合へ提出③受取代理制度を利用する場合

出産までに、出産費の受取代理制度にかかる「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」を所属長経由で公立学校共済組合へ提出

※病院などによっては直接支払制度や受取代理制度を行っていないことがありますので、出産を予定している病院などに確認ください。

※被扶養者が認定日後6月以内に出産する場合

被扶養者が認定日前まで1年以上健康保険組合等の被保険者等であった場合のみ、当該健康保険組合等発行の出産育児一時金等の受給放棄が確認できる書類を添付

(2) 出産祝金、配偶者出産祝金（沖縄県教職員互助会）♡♣

給付内容	会員本人または会員の配偶者が出産したときに給付されます。 ○給付額 出産児一人につき5,000円
手続き	「出産祝金請求書」を沖縄県教職員互助会へ提出して下さい。 添付書類：戸籍抄（謄）本又は住民票抄（謄）本又は母子手帳の写し 配偶者の場合、会員との関係が明記されたもの

(3) 育児休業手当金（公立学校共済組合）♡♣

給付内容	組合員が育児休業を取得した時に支給されます。
期間等	原則、子が1歳に達する日まで。子が1歳時点で保育所に入所できない等、特別の事情に該当する場合には1歳6か月まで、子が1歳6か月に達した日後について、なお特別な事情に該当する場合には、2歳に達する日まで延長可。 ※パパ・ママ育休プラス該当の場合は、原則、子が1歳2か月に達する日まで。延長については、上記のとおり。
給付額	勤務しなかった期間（土曜日・日曜日を除く）1日につき、育児休業開始から180日に達するまでの間は標準報酬日額の67%、残りの日数は標準報酬日額の50% ※給付上限相当額があります
手続き	「育児休業手当金（変更）請求書」を所属長経由で共済組合へ提出して下さい。 育児休業取得時に一括して請求し、育児休業の取得期間に変更があった場合は、その都度、手当金請求の変更手続きが必要です。 添付書類：育児休業の辞令の写し(短縮または延長となった場合は、その辞令の写し)、延長請求の場合は、延長要件を満たしていることが確認できる書類（待機証明など）。

(4) 育児休業給付金（沖縄県教職員互助会） ♡ ❀

給付内容	会員が育児休業を取得したときに給付されます。 ○給付額 1日につき100円
手続き	「育児休業給付金請求書」を沖縄県教職員互助会へ提出して下さい。 添付書類：育児休業の人事異動通知書の写し

(5) 介護休業手当金（公立学校共済組合） ♡ ❀

給付内容	組合員が子、配偶者、父母等を介護するため、2週間以上の期間について一括して介護休暇を取得した時に支給されます。 ○対象家族等 同居要件なし…子、配偶者、父母、配偶者の父母 同居要件あり…祖父母、孫及び兄弟姉妹、父母の再婚の配偶者 子の配偶者、配偶者の子
支給期間	3か月以内
給付額	1日につき標準報酬日額×67/100に相当する額 ※給付上限相当額があります
手続き	「介護休業手当金（変更）請求書」を、所属長経由で共済組合へ提出して下さい。 添付書類：介護休暇承認通知書又は介護休暇簿の写し、出勤簿の写し

(6) 介護休暇給付金（沖縄県教職員互助会） ♡ ❀

給付内容	会員が介護休暇を取得したときに給付されます。 ○給付額 1日につき150円
手続き	「介護休暇給付金請求書」を沖縄県教職員互助会へ提出して下さい。 添付書類：介護休暇簿の写し、又は出勤簿の写し



(7) 扶養手当 ♡♣

給付内容	扶養親族のある職員に毎月支給されます。
支給期間	被扶養者である子が満22歳に達する日以後の最初の3月31日まで
支給額	【平成29年度】子1人につき月8,000円 ※配偶者がいない場合、扶養親族のうち1人は10,000円 【平成30年度以降】子1人につき月10,000円 子が満15歳後の年度初めから満22歳後の年度末までの期間は、1人につき5,000円加算
手続き	扶養親族届に戸籍抄本等の扶養事実等を証明する書類を添付して、所属長へ提出して下さい。

(8) 児童手当 ♡♣

給付内容	職員が中学校修了までの子を養育する場合に支給されます。
支給期間	子が0歳から中学校修了（15歳到達後最初の年度末）まで
支給額	0歳から3歳未満 一律 1人につき月15,000円 3歳から小学校修了まで 第1子・2子 1人につき月10,000円 第3子以降 1人につき月15,000円 小学校修了から中学校終了まで 一律 1人につき月10,000円 所得制限以上（0歳から中学生） 一律 1人につき月 5,000円
手続き	児童手当認定請求書（第2子以降は児童手当額改定認定請求書）を住民票等謄本及び所得証明書（職員及び配偶者）を添付して、所属長へ提出して下さい。



(9) 標準報酬月額の子育て休業等終了時改定 ♡♣

概要	<p>育児休業等を終了した後、育児短時間勤務や育児部分休業の取得などにより報酬が低下した場合など、復帰後に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。このような場合、育児休業等を終了したときに申出をすることにより、標準報酬月額を改定できます。</p> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none">① 育児休業等の終了後に復職し、当該育児休業等に係る3歳未満の子を養育する者② 共済組合に申出を行った者 <p>○算定方法</p> <p>育児休業等を終了した日の翌日が含まれる月以後の3か月間に受けた報酬の平均額を「報酬月額」として標準報酬月額を算定し、その翌月から標準報酬月額を改定します。</p> <p>○適用期間</p> <p>育児休業等終了時改定後、次の定時改定又は随時改定が行われるまで</p>
手続き	<p>「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を、所属長経由で共済組合へ提出して下さい。</p>

(10) 標準報酬月額の子産前産後休業終了時改定 ♡

概要	<p>産前産後休業を終了した日において当該産前産後休業に係る子を養育する者が、共済組合に申出を行ったとき、育児休業等終了時改定と同様に標準報酬月額を改定することができます。ただし、産前産後休業を終了した日の翌日に育児休業等を開始している者を除きます。</p>
手続き	<p>「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」を、所属長経由で共済組合へ提出して下さい。</p>

(11) 3歳未満の子を養育する場合の標準報酬月額の特例 ♡♣

概要	<p>3歳未満の子を養育している期間について、育児休業等終了時改定や定時改定等により標準報酬月額が低下したとき、将来受け取る年金額（厚生年金及び退職等年金給付）の計算の際に、子の出生前の標準報酬月額を下回る月について、子の出生前の標準報酬月額とみなす特例の適用を受けることができます。</p> <p>○要件</p> <p>3歳未満の子を養育する組合員で共済組合に申出を行った者</p> <p>○適用期間</p> <p>子の養育を開始した日の属する月から養育を終了した日の翌日の属する月の前月まで</p>
-----------	---

	<p>※養育を開始した日 ①子の誕生日 ②子の出生後に新たに組合員資格を取得した日 ③産前産後休業や育児休業等終了日の翌日（掛金免除期間終了日） など</p> <p>※養育を終了した日 ①子の3歳到達日 ②他の3歳未満の子の養育開始日 ③他の子の 産前産後休業や育児休業等の開始日（掛金免除期間開始日） など</p> <p>※申出より前の期間については、申出を行った月の前月までの2年間 が特例適用期間となります。 ※短期給付の算定基礎の標準報酬月額には適用されません。</p>
手続き	「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を、所属長経由で共済組合へ提出して下さい。

(参考) 小児救急電話相談#8000 (夜間)

小児救急電話相談(#8000)事業とは

★小さなお子さんをお持ちの保護者の方が、休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、看護師・医師への電話による相談ができるものです。

★この事業は全国同一の短縮番号 **#8000** をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送され、看護師・医師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。(ダイヤル回線、#8000をご利用いただけない地域からおかけの場合は、電話:098-888-5230)

相談日時は、毎日・夜間 午後7時～午後11時

沖縄県の相談窓口



すぐ病院に行って、受診して下さい。

そのくらいの症状なら大丈夫でしょう。もう、しばらく様子を見て下さい。

看護師による電話対応、
医師の支援

#8000

沖縄県の相談窓口へ
自動転送

小さなお子さんをお持ちのご家庭



子どもがぐったりして、少し熱があるのですが…

夜間の子どもの急な病気に困ったら、
#8000をプッシュ!

(参考) 各様式の掲載場所

「沖縄県教育委員会職員服務規程」の様式

〈掲載場所〉CORAL 21 > 沖縄県法規集 (Word)

沖縄県HP > 便利ガイド > 条例・制度 > 沖縄県法規集 (Word)

- ・ 休暇処理簿 (第11号様式)
- ・ 介護休暇簿 (第11号様式の2)
- ・ 介護時間簿 (第11号様式の3)
- ・ 育児休業承認請求書 (第22号様式)
- ・ 育児休業等計画書 (第22号様式の2)
- ・ 育児休業再延長請求書 (第23号様式)
- ・ 育児休業等変更届出書 (第24号様式)
- ・ 育児短時間勤務承認請求書 (第24号様式の2)
- ・ 育児部分休業承認請求書 (第24号様式の3)
- ・ 育児部分休業変更届出書 (第24号様式の4)
- ・ 深夜勤務・時間外勤務の制限 (免除) 請求書 (第24号様式の5)
- ・ 育児又は介護の状況変更届 (第24号様式の6)
- ・ 休憩時間変更請求書 (第24号様式の12)
- ・ 休憩時間変更請求事由状況変更届 (第24号様式の13)
- ・ 早出遅出勤務請求書 (第24号様式の14)

「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の運用について」の様式

〈掲載場所〉CORAL 21 > 全庁・各部局掲示板 > 人事委員会
> 人事委員会関係規程集 (PDF)

- ・ 妊娠通勤緩和理由書 (別記様式第1)
- ・ 要介護者の状態等申出書 (別記様式第2)

「通知」による様式

〈掲載場所〉沖縄県教育関係通知通達集に掲載 (紙)

- ・ 休息・補食職務専念義務免除承認簿 (別記様式)

「公立学校共済組合」の様式

〈掲載場所〉各所属に配布している「福利厚生事務の手引き」に掲載 (紙)

公立学校共済組合沖縄支部HP > 諸様式ダウンロード (Excel)

「沖縄県教職員互助会」の様式

〈掲載場所〉各所属に配布している「規約・諸規程集」に掲載 (紙)

沖縄県教職員共済会HP > 各種給付申請書 (PDF)

両立支援ハンドブック
～働くパパママ子育て応援プラン～
平成27年9月 (第1版)
平成29年10月 (第2版)

沖縄県教育委員会
教育庁総務課